

第1409回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成31年3月28日 木曜日

開会 10時00分 閉会 11時00分

2 場 所 教育委員室

3 出席者	教 育 長	在田 正秀
	委 員	奥野 史子
	委 員	星川 茂一
	委 員	高乗 秀明
	委 員	笹岡 隆甫
	委 員	野口 範子

4 欠席者 なし

5 傍聴者 0人

6 議事の概要

(1) 開会

10時00分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会議録の承認

第1408回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案7件

イ 非公開の承認

議案1件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件であるため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 議決事項

議第50号 京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 檜木 総務課長)

御審議いただく内容の1つ目は、「教育委員会事務局で勤務する事務職員の時間外労働の上限規制」についてである。

今回の規則改正の趣旨としては、民間労働法制において、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成31年4月1日から施行され、時間外勤務時間数の上限等が設定された。これを受けて、国家公務員や本市の市長部局においても規則改正により上限設定がなされる中、教育委員会においても、「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例」の改正案を2月市会で可決いただいたことから、具体的な時間外勤務の上限規制等について、教育委員会規則で定めるものである。

今回の規則改正は、教育委員会事務局で勤務する学校事務職員を対象としている。具体的な規制時間数については、市長部局において規定された内容を、教育委員会も同内容で適用する。原則の上限は、「1箇月において45時間」「1年において360時間」となる。

例外として、業務量、業務の実施時期その他の業務の実施に関する事項の調整をあらかじめ図ったうえで、なお原則の上限時間を超えて時間外勤務を命じる必要があると教育長が認める職員については、「1箇月において100時間未満」「1年において720時間」「1箇月～5箇月の複数月の期間において1箇月当たりの平均時間80時間」「1箇月において45時間を超える月数を6箇月」の範囲内で、必要最小限の時間外勤務を命じることとなる。

更に、「大規模災害への対処その他重要な業務であって速やかに処理することを要するものと教育長が認める」業務を、「特例業務」として扱い、本業務に従事する職員に対しては、例外の上限を超えて時間外勤務を命じることができる。

また、この上限を超える場合には、超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康確保に最大限の配慮をするとともに、6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行う必要がある。改正の施行日は、平成31年4月1日である。

なお、「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例」において、「正規の勤務時間を超える勤務をさせる場合におけるその勤務に関し必要な事項は、人事委員会と協議して別に定める。」とされていることから、今回の改正内容については、3月22日に実施された人事委員会において事前協議を行い、「規則の内容として適切なものである」との回答を得ている。

また、市長部局については、人事委員会において勤務時間に係る規則の改正が行われたところであり、4月の早い段階でより詳細を定めた「運用指針」を策定すると聞いている。教育委員会事務局の行政職の職員や事務職員についても、同様の動きを早々に取

り、上限規制を行ってまいり。

次に、「子の看護のための休務に係る取得日数の拡大」について、説明申し上げる。本制度は、中学校3年生又は総合支援学校に在学する子を養育する教職員の子どもが病気で看護が必要な場合や子どもの授業参観などの際に取得できるものである。現行では、取得日数は、子どもが1人の場合は年間7日、2人の場合は10日、3人以上の場合は11日、4人の場合は12日と3人以上の場合は人数が1人増えるごとに1日追加されるようになっている。

今回の改正は、子育て支援の更なる充実を図るため、市長部局において、子どもが3人以上の場合の日数について、一律15日に拡大されることにあわせて、教育委員会においも、同内容の改正を行うものである。改正の施行日は、平成31年4月1日である。

(委員からの主な意見)

【笹岡委員】 文部科学省が本年1月に示した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」との関係はあるのか。

【事務局】 学校事務職員は、ガイドラインの適用外である。なお、ガイドラインの適用対象である教員については、国の法整備を踏まえて、今後、本市でも規則等を定めていく。

【笹岡委員】 教育委員会事務局で勤務する学校事務職員の人数と時間外勤務はどの程度なのか。

【事務局】 平成30年度の在籍者は4名で、29年度の時間外勤務の月平均は約20時間のため、原則の上限の範囲内となる見込みである。

【在田教育長】 平成31年度は、在籍者が数名増加する予定である。なお、学校現場の学校事務職員は、36協定を締結して時間外勤務の制限を定めることになり、現在教職員組合と協議中である。

【高乗委員】 行政職の時間外勤務の制限はあるのか。

【事務局】 市長部局で定められた上限が適用される。なお、平成29年度実績で、年360時間の上限を超えている職員が約3割存在する。

【在田教育長】 今回の改正を機に、業務の必要性を精査し、分担の見直しを検討するなどの取組を行っていく必要がある。

(議決)

教育長が、議第50号 京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第51号 京都市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定等について

(事務局説明 榎木 総務課長)

本件は、公印規則第3条に規定している特定された用途に限り使用できる「専用公印」を新調し、事務の効率化を図ろうとするものである。

教育委員会においては、各種イベントや講演会等に関して、主催者からの申請を審査のうえ、後援名義の使用を許可している。近年、教育委員会に対する後援名義使用の申請は増加傾向にあり、平成30年度においては、年間1,000件以上の申請を受け付けている。

そのうち、生涯学習部においては、生涯学習という幅広い分野を担当することから、年間400件以上の申請を受け付けており、事務が非常に煩雑となっている。

とりわけ、教育委員会から発行する許可書は、教育委員会印を押印のうえ、申請者に送付しており、生涯学習部においては、職員が公印押印のため、職場である元生祥小学校から公印を保管している大同生命京都ビルにある総務課まで、約20分をかけて往復する必要がある、非常に非効率な状態となっている。

公印規則第3条において、特定された用途に限り使用できる「専用公印」を後援名義専用として新調し、生涯学習部執務室内で保管することで、負担の軽減を図る。

(委員からの主な意見)

特になし。

(議決)

教育長が、議第51号 京都市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定等について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第52号 京都市教育委員会職員証発行規程の一部を改正する規程の制定について

(事務局説明 榎木 総務課長)

本規程において、職員証の様式を定めているが、過去から様式に元号を記載していたところ、この度の元号変更に伴い、元号の記載を削除するという、単純な規定整備のみである。

過去は、元号が変わる度に元号を変更していたが、今回は削除する。市長部局においては、過去から元号を記載していない。

(委員からの主な意見)

特になし。

(議決)

教育長が、議第５２号 京都市教育委員会職員証発行規程の一部を改正する規程の制定について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第５３号 京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

（事務局説明 有澤 教職員人事課長）

今回の改正は、市長部局における給与条例施行細則の改正があり、教職員条例で市長部局の細則を準用している関係で、必要な規定整備を行うものである。教育委員会として、内容的に影響が出るものではない。

なお、市長部局での改正内容を簡単に説明すると、時間外勤務手当等の算出の基礎となる「勤務１時間当たりの給与額」について、従来は、給料の月額と地域手当の合計額を、月の勤務時間数で割るという計算を行っていたが、改正後は、給料の月額及び地域手当に加え、改正後は初任給調整手当も含めるという改正である。

ただし、初任給調整手当は、医学や科学技術等に関する高度な専門的知識を必要とする職に対して支給される手当であり、市長部局では医療職に支給されているが、教育委員会において適用職はない。

（委員からの主な意見）

【高乗委員】 教職員に影響がないのに改正しないといけないのか。

【事務局】 規則で読替えを行っている関係で必要となる。

【在田教育長】 初任給調整手当について、医療職の方にどの程度支給されているのか。

【事務局】 医療職の給料月額は、民間病院に勤務する医師と比べるとかなり低い水準であり、人材確保のため、採用されて１５年ほどは月額約３０万円程度支給される。その後は本給が上がってきくこともあり、逡減していく。

（議決）

教育長が、議第５３号 京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第５４号 京都市立小学校、中学校、小中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

（事務局説明 諏佐 学校指導課長）

平成３１年度から、全ての小学校・中学校・小中学校において「特別の教科 道徳」が実施されることに伴い、「京都市立小学校、中学校、小中学校及び幼稚園の管理運営に関

する規則」における「道徳で使用する教材の届出」に関する規定の改正を行うものである。

まず、道徳の教科化についてであるが、平成27年3月27日に学習指導要領の一部改正が告示され、これまでの「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」となった。教科化にあたり、小学校及び中学校で使用する教科書については、教育委員会で審議・採択いただき、小学校においては平成30年4月から日本文教出版「生きる力」を使用しており、中学校においては、本年4月から東京書籍「新しい道徳」を使用することとしている。

続いて、規則改正内容についてであるが、現行の「道徳の時間」においては、教科書がないことから、本規則第14条に基づき、各学校から「道徳の時間」で使用する主たる教材を「準教科書」として教育委員会に届け出ることとしている。しかし、道徳の教科化に伴い、本年4月以降は、全ての小学校及び中学校において、教科書を使用することとなるため、第14条中の道徳の主たる教材が「準教科書」である旨の文言を削除するものである。小学校では、平成30年度から教科書を使用しているため、現時点で届出は不要であるが、中学校については、平成31年4月からの教科書使用であることから、この度、規則改正を行うものである。

(委員からの主な意見)

【星川委員】 準教科書としてどのようなものが使用されてきたのか。また、道徳以外の教科では、どのような準教科書が使用されているのか。

【事務局】 現在、小学校の道徳科においては教科書を使用しているが、教材として、文部科学省の道徳教育用教材「私たちの道徳」や京都市独自の道徳指導資料集「ゆめいっぱい」も一部使用されている。中学校では、準教科書として、一般図書に加え、「私たちの道徳」等が使用されている。道徳以外の教科については、現時点で「教科書の発行されていない教科」がないため、準教科書として使用されているものはない。今後において、例えば、民間発行者から教科書が発行されないなど、教科書が存在しない事態ということも想定されるため、予備的規定として準教科書に係る規定は変更しないこととしている。

【高乗委員】 準教科書と副読本の違いをどのように整理しているのか。道徳のこれまでの教材は準教科書でなくなるが、引き続き、教育委員会に届出する必要があるのか。

【事務局】 副読本は教科書の補助教材という位置付けであり、準教科書は教科書がない中で主たる教材として使用するものである。法律により、教材の届出は必要とされているため、準教科書として使用していた教材を、副読本として使用する場合は、引き続き、教育委員会への教材使用届の提出が必要となる。

(議決)

教育長が、議第54号 京都市立小学校、中学校、小中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第55号 京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 加藤 生徒指導課担当課長)

本件について、条例改正に関しては、すでに1月の教育委員会会議で議決いただき、2月市会において可決されている。今回、条例施行規則について、条例の改正内容のとおりに変更するものである。内容は、別記様式の利用料金欄にある、宿泊室兼研修室及び会議室の利用時間の4区分について、説明資料のとおりに利用時間の切れ目がないように変更するものである。

なお、参考として挙げている利用料金表は、利用時間区分と合わせて、市会に提案した利用料金の改正内容である。

(委員からの主な意見)

【在田教育長】 時間区分に空白があったのはなぜか。

【事務局】 旧京北町から本市へ移管されたときからの利用時間区分である。

【在田教育長】 年間の利用者数は、1,000人程であったか。

【事務局】 約1,000人の利用がある。

(議決)

教育長が、議第55号 京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、各委員「異議なし」を確認、議決。

エ 非公開の宣言

教育長から、以下の議案1件について、会議を非公開とすることを宣言。

オ 議決事項

議第56号 京北地域小中一貫教育校施設整備工事（校舎・体育館棟等新築工事）請負契約の変更について

(事務局説明 俣野 教育環境整備室長)

本件工事については、平成30年12月7日付けで市会の議決を得て、松村組・西田工業特定建設工事共同企業体と締結したところであるが、これから説明する4点について変更契約を行うこととなった。

1つ目は、埋蔵文化財発掘調査の出土による基礎工法の変更に伴う増額である。

平成30年4月から新校舎の建築予定地で埋蔵文化財発掘調査を実施したところ、周山廃寺西堂跡の礎石が出土した。この場所は、一部が新校舎の基礎と重なるため、この遺構を地中保存する必要が生じた。

周山廃寺は飛鳥時代から奈良時代の遺構として確認されており、その一部は現周山中学校敷地内に府指定史跡として保存されているが、今回出土した遺構もそれらと同等の価値があると見られている。そこで、関係課等と協議を行った結果、遺構は地中保存することとし、遺構を傷付けることのないよう基礎工法を変更した。現在、学校敷地の北東側に周山中学校があり、西側にサブグラウンドがあるが、新校舎は西側のサブグラウンドに建設する計画である。また、東南側には既に京都府によって指定されている史跡がある。資料の別紙1に示す部分で埋蔵文化財発掘調査を行い、丸で囲まれた箇所から礎石が出土した。左下の写真が、今回地中保存することになった周山廃寺西堂の礎石であり、右下の写真は白鳳時代のものとみられる瓦である。

2点目は、工事車両動線の変更に伴う工事費用の増額である。建築予定地の北東の地中にある防火水槽を迂回するため、工事用通路を拡張して動線を確保する。資料の別紙2で、平面図上に工事用通路の拡張範囲を示している。工事車両は敷地を回り込んで工事現場に進入する計画であるが、丸で囲んでいる防火水槽を迂回する形で工事用通路を拡張している。

なお、今回拡張する範囲については、将来土木工事で整備予定の範囲であったため、ほぼ同額が土木工事の請負金額から減額される見込みである。

3点目は、工事中の地盤の崩落を防ぐために擁壁を設ける山留工事の範囲が拡大したことに伴う増額である。対象となるのは、校舎南側の大階段及びエレベータの建設箇所である。エレベータの建設工事中に掘削工事が必要となるが、工事中の安全を確保するために地盤の崩落を防ぐための仮設の擁壁を高さ6mから9mに変更する。

4点目は、既存埋設物の解体範囲の変更に伴う減額である。埋蔵文化財発掘調査の際に、予定より深く掘って調査を行ったことから、過去に建っていた施設の基礎を解体したため、本建築工事での解体は不要となった。

以上より、3項目の増額要素及び1項目の減額要素の変更に伴い、現在の契約金額27億2,160万円から、1,166万4,000円を増額した27億3,326万4,000円に契約変更する。

なお、工期についての変更はない。

(委員からの主な意見)

【在田教育長】 地中保存のために埋め戻してしまうと、発掘調査を行った意味がなくなってしまうのではないか。

【事務局】 他の場所に移し目に見える形で保存することも検討したが、京都府から現存する位置で保存することが重要であると回答があったため、地中保存で対応することとなった。

【笹岡委員】 建物基礎の変更というのは、それほど大きく変更するものではなかったのか。

【事務局】 元々はセメントと地盤を攪拌して行う工法であったが、それでは遺構を傷める可能性があったため、鉄筋コンクリート製の既製杭をまっすぐ打ち込む工法に変更した。

【在田教育長】 写真に写っている礎石の間に杭を打ち込んでいくということか。

【事務局】 そのとおりである。

(議決)

教育長が、議第56号 京北地域小中一貫教育校施設整備工事（校舎・体育館棟等新築工事）請負契約の変更について、各委員「異議なし」を確認、議決。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

3月20・22日 楽只小学校（北区）、向島南小学校・向島二の丸小学校及び向島中学校（伏見区）の閉校式

3月22日 平成30年度「京都市立学校教育表彰」表彰式

3月26日 緊急全市校園長会

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時00分、教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長